

一般財団法人井内アジア留学生記念財団 30型奨学金募集要項

一般財団法人井内アジア留学生記念財団は、日本の大学の学部もしくは大学院に在学する私費外国人留学生の中から30型奨学金の受給者（以下「奨学生」という）を下記の要項により募集する。

記

1. 応募資格

30型奨学金へ応募できる者は、ミャンマー連邦共和国の国籍を有する私費外国人留学生(注1)で、2020年4月1日現在において、下記の要件をそなえる見込みのある者とする。

- (1) 学部生は、27歳未満の者。大学院生は、35歳未満の者。
- (2) 学業・人物ともに優秀かつ健康であり、経済的援助を必要とする者。
- (3) 奨学金の支給期間中において、当財団が主催する行事に出席できる者。
- (4) 奨学生終了後も同窓生として交流活動に積極的に協力できる者。

注1：「私費外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法別表第1に定める「留学」という在留資格により、日本の大学、大学院において教育を受ける外国人学生で、日本政府から奨学金を受けていない者をいう。

2. 奨学生採用予定人員

20名を上限とする。

3. 30型奨学金の特徴

- (1) 30型奨学金は、給付型とし、原則返還の義務はない。
- (2) 他の団体等の奨学金（給付型・貸与型を問いません）との併給を可能とする。

4. 奨学金

奨学生として採用した者に対して、奨学金 月額 30,000 円を支給する。

なお、ダブルディグリープログラム（注2）の奨学生は、月額 40,000 円を支給する。

注2：「ダブルディグリープログラム」とは、2011年に我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー一等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドラインの中で定義された「我が国と外国の大学が、教育課程の実施や単位互換等について協議し、双方の大学がそれぞれ学位を授与するプログラム」をいう。

5. 奨学金の支給期間

奨学金の支給期間は、給付決定から標準卒業年度までとする。

6. 応募の手続き

(1) 30型奨学金に応募する留学生は、申請書（様式①、①-2、①-3）に下記の書類を添えて、大学が指定する日までに在学する大学宛に提出しなければならない。申請には、所定の用紙内に収まるように記入すること。なお、すべての申請用紙に、日本語（やむを得ない場合は英語）で、文字は黒色で提出すること。

ア. 指導教官等の推薦理由書（別紙様式②）

イ. 在留カード（日本国政府発行）のコピー（表裏）

ウ. 学業成績証明書（博士後期課程は、修士修了時の成績証明書を提出）

エ. G P A 証明書（学業成績証明書に記載されている場合は省略可）

オ. 在学証明書

（2）大学は、アの下段にある学長の推薦書（別紙様式③）に押印し、本財団に推薦する。

【注意】封筒に大学担当者の氏名と電話番号を明記のこと。上記書類は返却しない。申請書類は、ホチキス等で留めないこと。

学内提出締切：2020年4月15日

7. 応募締切日 **提出先：学生交流課留学生支援（大学会館C棟9P210）**

2020年4月30日（木）（当日消印有効）

8. 選考及び決定

本財団は、6により各大学から推薦があった者について、選考委員会に諮り、理事会の決議を経て決定する。その結果については、大学を通じて応募者本人に通知する。（2020年7月下旬頃を予定）

9. 奨学金の休止・停止及び期間の短縮

本財団は、給付対象者の確定後、奨学生に次の各号に定める事項が認められる場合には、奨学金の支給を休止、停止及び支給期間の短縮を行うことができる。

（1）奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき。

（2）奨学生の学業又は性行等の状況により、奨学生として適性を欠くと認められるとき。

10. 奨学金の復活

本財団は、9により、奨学金の支給が休止若しくは停止され、又は、期間を短縮された奨学生について、その事由が解消されたと認められる場合には、奨学金の支給を復活することができる。この場合、支給期間は当初支給期間内とする。

11. 奨学金の打ち切り

本財団は、奨学生が次の各号の一つに該当すると認められる場合には、奨学金の支給を打ち切ることができる。

（1）申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき。

（2）大学若しくは大学院において懲戒処分を受け、又は成業の見込みがないと判断されるとき。

（3）申請時と異なる大学若しくは大学院に転学又は進学したとき。

（4）その他本財団奨学生としての不適格な状態となり、資格を失ったと判断されるとき。

（5）本財団理事会で奨学金を打ち切ると判断したとき。

12. 転・退学

本財団は、奨学生が退学又は他の学部や大学若しくは研究科や大学院へ転部・転学した場合には、奨学金の支給を辞退したとみなす。

13. 返納

本財団は、奨学金の支給後において、9、11、又は12の各号の事由が生じていたことが判明した場合には、既に支給した奨学金の全部又は一部は返納させることができる。

14. 報告書の提出

奨学生は、大学を通じて本財団へ学業・研究等について、6か月ごとに成績もしくは研究状況の報告書を提出しなければならない。

15. 届出の義務

奨学生は、次の各号の一つに該当する事情が生じた場合は、大学を通じて本財団へ届出なければならない。ただし、本人が疾病等のために不可能なときは、連絡人または家族から届け出なければならない。

- (1) 傷病、その他の事故等により、1カ月以上欠席するとき。
- (2) 休学、復学、転科、転学部及び退学したとき。
- (3) 連絡人を変更したとき。
- (4) 他の奨学機関から給付を受けるとき。
- (5) 本人、連絡人及び家族の身上、住所等、重要な事項に異動があったとき。
- (6) その他本財団が上記各号等について確認を求めたとき。

16. 書類の提出先

一般財団法人井内アジア留学生記念財団 事務局

〒541-0057 大阪府大阪府中央区北久宝寺町3丁目5番12号

電話 06-4963-8212

E-mail : iuchi_myanmar@iuchizaidan.or.jp

HP : <https://www.iuchizaidan.or.jp/>



ミャンマー語・英語・ミャンマー国内からのお問い合わせ

一般財団法人井内アジア留学生記念財団 ヤンゴン事務所

C/O Mya Japanese Language School

Room No.15 Building No. 290 Yan Aung Street 3 Yankin Township Yangon MYANMAR.

Ko Kaung Set Paing (09-263686652) Ko Htet Wai Aung (09-263686651)

E-MAIL : mya.japanschool@gmail.com

【個人情報の保護について】

提出された個人情報は、本制度実施のために利用されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金等の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供されます。その他、この利用目的の適正な範囲において、大学等・在外公館・行政機関・公益法人及び業務委託先に必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。